

「ふくしままちなか音楽祭2025」ネーミングライツに関する契約書

福島市（以下「甲」という。）と株式会社■■■■（以下「乙」という。）は、甲が実施する事業「ふくしままちなか音楽祭2025」について、甲が定めた名称（以下「正式名称」という。）に代えて使用する愛称（以下「愛称」という。）を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）に関して、以下のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、次に掲げる事業の名称に導入するネーミングライツに関し、必要な事項を定めるものとする。

対象事業 ふくしままちなか音楽祭2025

実施日 令和7年10月25日（土）、26日（日）

（ネーミングライツによる愛称）

第2条 甲は乙に対し、ふくしままちなか音楽祭2025のネーミングライツを付与する。

2 ふくしままちなか音楽祭2025のネーミングライツによる愛称は、次のとおりとする。

「▲▲▲▲▲▲▲▲」

3 甲は、甲の例規、組織内部における文書中の記載等、正式名称を使用する必要がある場合を除き、前項の愛称を使用し、当該愛称の定着に最大限努力するものとする。

4 この契約の契約期間中において、乙は、原則として第2項に定める愛称を変更することができない。ただし、やむを得ない事由が生じた場合は、甲乙協議のうえ、変更の可否について決定する。

5 前項に定める変更に必要な一切の経費は、乙が負担するものとする。

6 乙は、ふくしままちなか音楽祭2025のネーミングライツを付与されていることを、乙の管理する媒体（ホームページ、出版物等）で表示することができる。

（契約期間及び愛称の使用期間）

第3条 この契約の契約期間は、令和◆年◆月◆日から令和7年10月26日までとする。

2 前条第2項の愛称の使用期間は、前項の契約期間と同じ期間とする。ただし、甲がふくしままちなか音楽祭2025の開催結果等をホームページ等において広報等する際には、愛称を使用する場合がある。

（契約金額と支払）

第4条 乙は、本契約に基づく契約金として、甲に対して総額▼▼▼▼円（うち消費税及び地方消費税の額▼▼▼▼円）を次の支払い条件により支払うものとする。

2 乙は、前項に定める金額を、甲が発行する納付書により、甲が指定する期日までに支払うものとする。

（遅延利息）

第5条 乙は、乙の責に帰する理由により、前条の規定による支払いが遅延した場合は、未受領金額につき、納付期日の翌日から支払った日までの期間の日数に応じ、同金額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額（100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）を甲に支払わなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約により生じる権利及び義務について、甲があらかじめ承認したものを除き、第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

（契約の解除）

第7条 甲及び乙は、次のいずれかの事実が生じた場合は、第3条第1項に定める契約期間中であっても、この契約を解除することができる。

- （1） この契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
- （2） 正当な理由なく、この契約に定める義務を履行しないとき。
- （3） この契約に違反したとき。
- （4） 乙について、国税、地方税その他公課の滞納処分若しくは強制執行を受け、又は倒産し、若しくは破産し、若しくはそのおそれがあり、そのことにより契約金の支払いをすることができないと認められるとき。
- （5） 乙について、法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他社会的信用を失墜する行為を行ったとき。

（暴力団等排除に係る解除）

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じたときでも甲は損害賠償の責を負わないものとする。

- （1） 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約締結権を委任する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるとき。
- （2） 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- （3） 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- （4） 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- （5） 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- （6） 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（契約金の返還等）

第9条 前2条の規定により契約を解除したときは、甲にその責めがあるときを除き、乙が既に支払った契約金を返還しないものとし、乙に損害が生じたときでも甲は損害賠償の責を負わないものとする。

- 2 天候、災害その他の甲乙双方の責に帰さない事由により、ふくしままちなか音楽祭2025が中止となったときは、乙が既に支払った契約金を返還しないものとし、乙に損害が

生じたときでも甲は損害賠償の責を負わないものとする。ただし、契約直後等、甲が、ふくしままちなか音楽祭2025の準備に着手する前に中止が決定した場合は、甲乙協議により、契約金の全部又は一部を返還できるものとする。

（契約の変更）

第10条 甲及び乙は、第3条第1項の契約期間中、重大な事情の変化が生じた場合には、相手方に対して当該事情を通知のうえ、甲乙誠実に協議のうえ、契約内容を変更することができる。

2 甲及び乙は、災害その他やむをえない理由により、この契約の履行に支障があると判断した場合には、相手方と協議のうえ、契約内容を変更することができる。

（知的財産権の無償使用）

第11条 乙は、乙が取得し又は取得することが見込まれる愛称に関する知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。）を、甲が無償で使用することを認めるものとする。

2 前項に定める知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙協議により別途定めるものとする。

（損害賠償）

第12条 甲及び乙は、その責めに帰することができない相当な事由による場合を除き、本契約を履行しないため、又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（管轄裁判所）

第13条 本契約に関する訴訟の提起は、甲の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

（秘密の保持）

第14条 乙は、この業務の実施に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本契約の終了又は解除の後もなお効力を有する。

（補足）

第15条 本契約の内容に関し、疑義が生じた場合又は本契約に定めのない事項については、甲乙の協議により解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 福島市五老内町3番1号

福島市長 木 幡 浩

【イベント用】

乙 ■■■県■■■市■■■■番■■■号

株式会社■■■■

代表取締役 ■■■■